

## 附属書[5] ドレン抜装置

### 1 始動用空気装置

始動に圧縮空気を必要とする主機として用いる内燃機関(エアモーターを用いて始動させるものを含む。)の始動装置については、次に掲げるところによる。

(1) 空気タンクについては、次に掲げるところによる。

(i) 容易に内部の検査及び掃除を行うことができる構造のものであること。

(ii) 船舶が傾斜しても有効にドレンを排出することができる位置にドレン抜装置が備え付けられていること。

(2) 空気圧縮機の間冷却器は、容易に内部の検査及び掃除を行うことができる構造のものであること。

(3) 始動用の圧縮空気管装置は、当該装置からのドレンの排出を容易に行うことができるような措置が講じられたものであること。

2 蒸気管であって危険なウォーター・ハンマーが生ずるおそれがあるものには、有効なドレン排出装置を備え付けること。ただし、蒸気管の長短、配置、傾斜等を考慮して、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)が差し支えないと認める場合については、この限りでない。

### 3 燃料油装置

(1) 船体の一部を形成しない燃料油タンクには、排油装置が備え付けられていること。

ただし、容量 1k 以下の燃料油タンクについては、省略して差し支えない。

(2) (1)の燃料油タンクのドレン排出管には、自動閉鎖型の弁又はコックが備え付けられていること。

4 蒸気タービンの車室及び抽気を行う蒸気タービンの抽気管系には、ドレン抜装置が備え付けられていること。

5 主機又は主要な補助機関として用いる内燃機関の水ジャケット及び水管の最下部には、ドレンコックが備え付けられていること。ただし、補助機関として用いる内燃機関であって連続最大出力 22kW 以下のもの及び長さ 25m 未満の船舶の内燃機関については、この限りでない。

6 ポンプ室内にある蒸気、排気又はポンプシリンダのドレン管の開口部は、ビルジからできる限り離れていること。